ライトセンターを取り巻く現状及び課題等について

資　料　４

１　ライトセンターを取り巻く環境

1. 視覚障がい者の社会参加推進に関する社会の動向

　　　本県においては、障がい者が地域でその人らしく暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指し、障がい者の地域生活を支えるため、福祉・医療サービスの充実、社会参加や就労の支援に関する取り組みを続けています。

障がい者施策の基本となる「障害者基本法」では、「障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指す」ことが平成23年に明記されました。

　　　また、平成18年に施行された障害者自立支援法は、平成24年からは障害者総合支援法として、地域社会における共生の実現に向けた様々な制度の見直しが図られてきています。

　　　平成25年６月には、障害者基本法第４条に基本原則として規定される「差別の禁止」をより具体的なものとし、「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」「障がいのある人に対する「合理的配慮」の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報取集」等を規定した「障害者差別解消法」が施行されています。

　　　そして、令和元年６月には、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会を実現するために「読書バリアフリー法」が施行されました。文字や活字で情報を得ることが難しい方への支援として、点字図書やデイジー図書等による情報の保障が一層求められています。

(2) ライトセンターの変遷

ライトセンターは、昭和49年８月に、身体障害者更生指導所を転用し、県内の視覚障がい者を対象に、点字刊行物、視覚障がい者用の録音物、その他視覚障がい者が利用する各種情報を製作し、提供等を行う身体障害者福祉法第34条を根拠とする視覚障害者情報提供施設として設置しました。また、各種相談・指導、視覚障がいに関するボランティア活動を志す方々の育成・指導などの機能を併せ持たせました。

　　　平成５年10月1日、前施設の老朽化に伴い、現施設にリニューアルを行いました。視覚障がい者の様々なニーズに応え、一層の社会参加促進と、相互交流の場の提供を目的とした再整備を図り、これまでの視覚障がい者支援の機能を拡充・充実させるとともに、新たにスポーツ振興機能が加わりました。

(3) 共生社会におけるライトセンターのあり方

　　　ライトセンターが点字図書館としての機能のみならず、相談支援事業やスポーツ振興事業を兼ね備えてからの30年間、「何かあったらライトセンターに相談しよう、きっとあそこに行けば大丈夫」と思っていただけるような、視覚障がい者にとって「重要な拠点」としての機能を果たしてきたことは言うまでもありません。しかし、この30年間を経て、視覚障がい者を取り巻く環境が大きく変化してきたことも事実です。以前はライトセンターのような専門性の高い施設でしか提供され得なかった合理的配慮が、地域においても当たり前のように提供されるよう、共生社会の基盤を整えていくことが求められるようになりました。視覚障がいのある方もそうでない方も、自分が住み慣れた地域の中で、必要とするサービスを利用し、その人らしく生活していけるよう、直面する社会的障壁を取り除き、社会参加を促進させていく必要があります。

　　　ライトセンターは、今後も県内の視覚障がい者を支える拠点施設として、どういった役割を果たしていく必要があるのか、視覚障がい者の皆さんや支援者の方の声を聴きながら、検討していきたいと考えています。本県の理念でもある「共生」を推進し、県内全域の視覚障がい者の生活環境の更なる向上を図り、地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、施設や機能のあり方を検討していきます。

２　現状及び課題

(1) 情報提供

　【現状】

○　利用者からの意見や要望等も踏まえ、蔵書数は毎年度増やしている。

○　来館等による貸出件数は減少傾向にあるが、インターネット（サピエ）により広く蔵書を提供している。

○　近年、インターネットを利用した図書サービスが提供されていることから、障がい者からの利用に関する相談窓口を設置し、サービスを利用するためのパソコンの設定を手伝うボランティアなどを派遣している。

【課題】

○　外出ができない、インターネットが使えない等、情報を得られにくい視覚障がい児・者にも必要な情報を届けられる体制の強化が必要である。

○　読書バリアフリー法の施行により、障がい者が利用しやすい図書館の体制整備や書籍の普及など、読書を楽しむことができる環境のさらなる整備が求められている。

〇　ICTやテクノロジーを活用し、視覚障がい者が多種多様な情報にアクセスしやすくするための取組が必要である。

(2) 相談指導

　【現状】

○　平成28年度から令和元年度にかけて、相談、指導訓練は増加傾向にあり、視覚障がい者及びその家族等への相談支援（電話・来所・訪問）、白杖・歩行、点字、パソコン等の指導訓練は視覚障がい者の生活を支えるための支援の機能を果たしている。

○　視覚障がい児に対する支援機能が少ない。

　【課題】

○　今後も利用者の増加（中途視覚障がい者等）が見込まれる相談指導の機能は、さらなる充実を図る必要がある。

○　視覚障がい者が主な対象となっている専門的な指導や訓練の対象を視覚障害児にまで拡大するなどの見直しが必要である。

○　ICTやテクノロジーを活用し、視覚障がい者が、より安心安全な生活を送れるようにするための取組が必要である。

(3) スポーツ活動の場の提供

　【現状】

○　視覚障がい者専用の体育館、プール、トレーニング室等のスポーツ施設を備えた施設は、本県独自のものとなっている。

○　スポーツ施設利用者は、施設所在地周辺の利用者が多く、利用者も固定化傾向にある。

○　プールについては、老朽化に伴い、プール槽、ボイラー等の付帯設備の交換等、再整備が必要な状況にあり、令和２年度から使用していない。

【課題】

　○　県全域の視覚障がい児・者が、どこに住んでいても、身近に安心してスポーツの楽しみを享受できる環境を整える役割が求められている。

　○　本来あるべき共生社会におけるスポーツ活動の場としての機能を検討していく必要がある。

(4) ボランティアの育成

【現状】

　○　点字・録音図書の制作、歩行の誘導、在宅者の援助、パソコンの使用などを支援するボランティアを養成する他、活動の拠り所となっている

　○　現施設が開所して以降、700人以上のボランティアの登録があり、施設の運営や地域で生活する視覚障がい者の生活を支えている。

【課題】

　○　新型コロナウイルス感染症による活動自粛など、登録者数は500人台に減少している。

　○　ボランティアは、視覚障がい者の生活を支えるための施設機能の維持・運営を支える要となっている他、県内各地域の視覚障がい者の生活を支える重要な役割を担っており、今後も一人ひとりのニーズに対する安定した支援を継続するためにはボランティアのさらなる育成が必要である。

(5) 視覚障がいについての普及啓発

【現状】

　○　ホームページや県内各地に出向き、視覚障がいに関する様々な情報を発信する他、小中学生、教員、一般の方等を対象とした福祉教室を開催するなど、視覚障がいや視覚障がい児・者の理解の促進を図るための活動を継続している。

○　普及啓発活動には、毎年度一定の参加があり、ニーズに応える活動を続けている。

【課題】

　○　新型コロナウウイルス感染症感染防止の影響により、集合型の普及啓発活動が実施しづらくなっており、オンライン等のデジタルを活用した普及啓発が必要となっている。

　○　視覚障がい者が、住み慣れた場所で、必要な社会資源やサービスを利用し、安心安全に生活していけるよう、県内の視覚障がい者が直面する社会的障壁を取り除き、社会参加の一層の促進を図る必要がある。

(6) 施設・設備の老朽化等

【現状】

○　竣工から30年程経過する施設は、随所に老朽化が見られ、施設本体においては、冷暖房機器、熱交換器、雨漏り等の改修や修理が必要となっている。

○　スポーツ施設については、プールのプール槽やボイラー等の付帯設備、体育館の一部機材については、再整備が必要な程の老朽化が進んでいる。併せて、施設地下にあるプール更衣室や卓球室は、構造上、十分な換気が行えず、感染症対策が十分に講じられない。

【課題】

　○　修繕には多額の経費が必要となるため、今後のライトセンターの新たな役割を踏まえて対応を検討する必要がある。

　〇　社会のデジタル化、共生社会の推進等が進む中、利用ニーズが減少している設備の維持や活用についての再検討が必要である。